

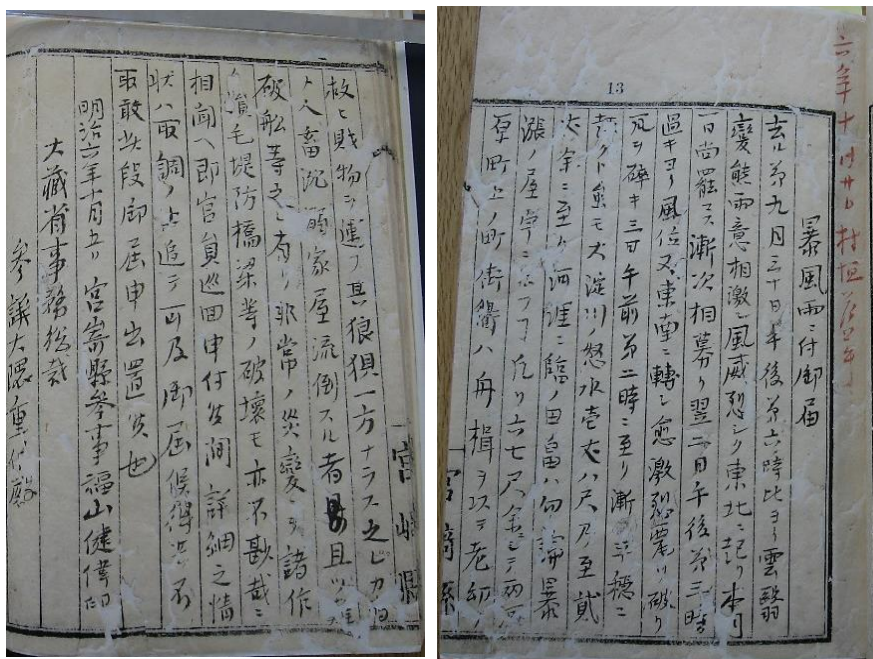
歴史資料に見る宮崎の 災害・防災 No. 1

明治期の激甚災害 その1 明治6年 県庁舎の位置を変えた暴風雨

宮崎県が設置されてから間もない明治6年9月と10月の二度の暴風雨は、県内に大きな被害をもたらしました。その影響を受けた事柄の一つに、誕生したばかりの宮崎県の県庁舎建設位置の変更があります。

明治6年1月15日、美々津県と都城県が廃され、その2県を合わせた県域で宮崎県が設置され、参事（現在の知事）に福山健偉が任命されました。当時は、参事の任命はもちろんのこと、県庁の設置場所も国が指定しました。明治政府の新たな国づくりは、強力な中央からの指令の下に進められたのです。県庁は県の中央部、宮崎郡北方村に置くことになりましたが、それでは運輸に不便であるとして転地伺いを出し、大淀川寄りの同郡上別府村（いずれも現宮崎市）に置くことが認められています。多くの府県の県庁は城下町に置かれてきましたが、宮崎県では田畑の広がる農村地帯への設置となりました。

参事の福山は、はじめ上別府村戸長役場を仮庁舎として使用しましたが、新たな県にふさわしい新庁舎を建設したいと、早くも2月13日には届けを出し国とのやり取りを重ねます。その最中に起こったのが、県内を襲った暴風雨による大淀川の大洪水でした。10月5日付で大蔵省事務総裁参議大隈重信宛に送られた被害届の第一報(控)【資料1】には、その様子が次のように記されています。

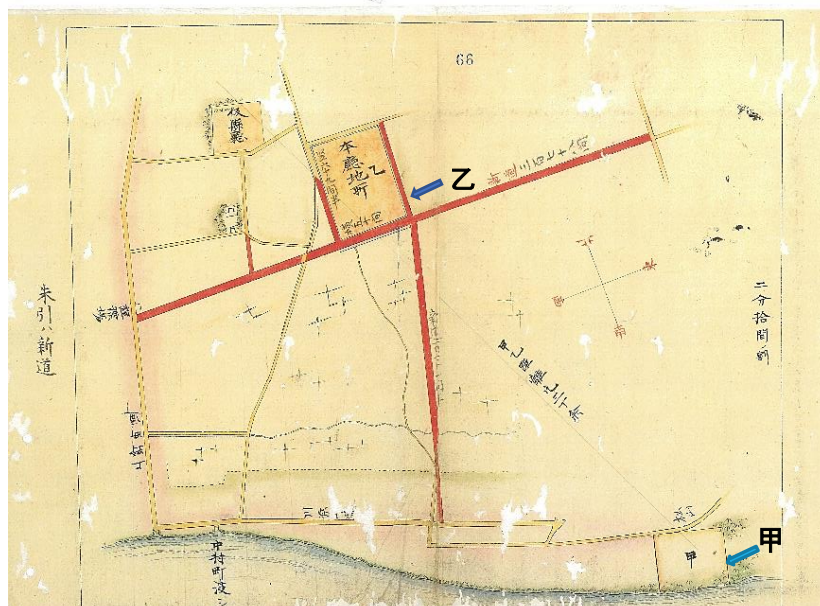


【資料1】暴風雨に付御届（104793「大蔵省願伺届」）

- ① 9月30日の夕刻より東北の烈しい風と雨が起こり、翌10月1日には更に勢いを増した。2日の午後に風は東南に転じていよいよ烈しくなり、屋根は壊れ瓦は砕け散った。
- ② 3日には落ち着きをみせたが、大淀川は1丈8尺ないし2丈(約6メートル)余りの増水で、川岸の田畑はもちろん、家屋も6～7尺余り(2メートル前後)水没して、川原町、上野町(いずれも現宮崎市の大淀川に沿った地域)では、舟を使って老人や子供を救い家財を運んでいる。
- ③ 非常の災害で、家屋や作物の被害、堤防橋梁の破壊も少なくないと聞いている。詳細は後日。

これは「台風」による被害と思われませんが、明治期には、まだ「台風」という気象用語は使われず、「暴風」とか「暴風雨」と表現されています。9月はじめにも台風とみられる暴風雨に見舞われ、県では相次ぐ災害への対応に追われました。

この豪雨を機に、すぐさま検討されたのが県庁舎の建築場所の見直しです。大淀川沿いの図面甲の場所に定められていたのを改め、洪水による危険を避け3丁余り(327メートル余)北へ入った乙の地点への位置変更の届を、11月8日付で国に提出しています【資料2】。



【資料2】「県庁建築地所改定御届」添付図面(104793「大蔵省願伺届」)

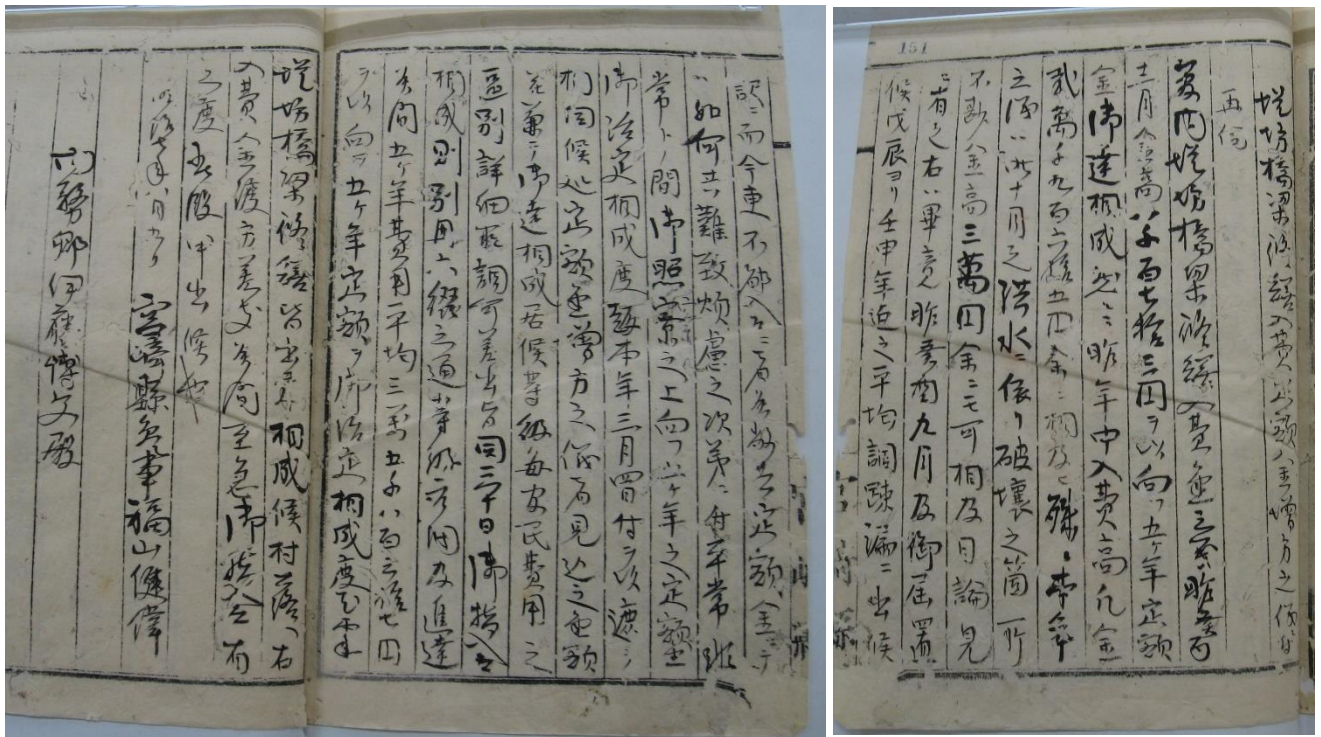
この変更後の県庁舎の位置が、現在の県庁本館が建っている場所です。当時、大淀川は水運を利用した物資輸送の一大動脈でしたが、自然の猛威を目の当たりにして、利便性と安全性を秤にかけた選択でした。図中の朱線は新道計画で、この後、県庁を中核として宮崎の新たな都市計画が始まっていきます。

10月の暴風洪水による県内の被害の全貌は、翌7年2月に、改めて国に報告されるこ

とになりました。残された案文（104376「支庁掛合案」）から主な項目をあげると、

- ① 山崩れ^{かわかけ}川欠による損所 堰 2 9 6 箇所ほか
- ② 死者 2 4 人（圧死 4 人・溺死 2 0 人）
- ③ 流失家屋 5 2 軒
- ④ 潰屋^{つぶや} 1 1 6 軒
- ⑤ 流失船 2 艘
- ⑥ 難破船 5 艘
- ⑦ 死馬 7 4 疋^{ひき}
- ⑧ 死牛 8 疋^{ひき} ほか

が記され、大きな災害であったことがわかります。同年 8 月、参事の福山は災害復旧のため修繕費の増額を内務卿伊藤博文に宛て申請しました。【資料 3】は、その文書の控です。



【資料 3】「堤防橋梁修繕入費定額金増方の儀につき再伺」部分（104266「諸願伺届」）

それによると、6 年 1 2 月に管内の堤防橋梁修繕費として 8, 1 7 3 円を 5 か年間定額で認可を受けていたのを、復旧工費取調帳を添えて増額を願い出て、年額 3 5, 8 3 7 円向こう 5 か年総額 1 7 9, 1 8 5 円（米価換算で現在の価値にして約 3 5 億 8, 0 0 0 万円）の修繕費の承認を得ています。明治 7 年に落成した初代県庁舎建築費用が地代人夫賃ともで 2 3, 5 0 0 円余だったことから考えても、災害による損失がいかに大きかったかを窺い知ることが出来ます。